

## 鎌ヶ谷市教育委員会会議録

平成28年6月定例会

- 《1 期 日》 平成28年6月30日（木）  
開会 午前10時00分  
閉会 正午
- 《2 会 場》 市庁舎6階第4委員会室
- 《3 出席者》 皆川 征夫 教育長  
皆川 準一 教育長職務代理者  
庄 司 剛彦 委員  
奥 村 さかえ 委員  
住 石 英 治 委員
- 《4 出席職員》 山崎 正史 生涯学習部長  
笠井 真利子 生涯学習部参事（事）文化・スポーツ課長  
吉野 光雄 生涯学習部参事（事）市民会館長  
小川 宏宜 生涯学習部副参事  
石黒 茂 生涯学習部副参事（事）学校教育課長  
後藤 由美 教育総務課長  
青木 真也 生涯学習推進課長  
市村 昌子 学校教育課学務保健室長  
仲田 政樹 給食管理室長  
大関 克由 生涯学習推進課主幹  
立野 晃 郷土資料館長  
関 正人 教育総務課教育総務係長
- 《5 議決事項》  
議案第1号 鎌ヶ谷市学区審議会委員の委嘱について  
議案第2号 鎌ヶ谷市教育支援委員会委員の委嘱について

- 議案第 3 号 鎌ケ谷市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
- 議案第 4 号 鎌ケ谷市生涯学習審議会委員の委嘱について
- 議案第 5 号 鎌ケ谷市青少年センター運営協議会委員の委嘱について
- 議案第 6 号 鎌ケ谷市図書館協議会委員の任命について
- 議案第 7 号 鎌ケ谷市史編さん審議会委員の委嘱について
- 議案第 8 号 鎌ケ谷市特別支援教育就学奨励費交付事務取扱要綱の一部  
を改正する告示の制定について

《6 報告事項》

- 報告第 1 号 学校給食費滞納者に対する支払督促に伴う訴訟への移行  
及び学校給食費請求事件に係る和解の専決処分について（報告）
- 報告第 2 号 7月の行事予定
- 報告第 3 号 学校の近況報告について（指導）
- 報告第 4 号 学校の近況報告について（管理）

《7 傍聴者》

なし

- |        |   |
|--------|---|
| 教 育 長  | <p>ただいまから、平成28年度鎌ケ谷市教育委員会6月定例会を開会いたします。</p> <p>本日は、定例で出席している者のほかに、事務局の補助説明員として、「学校教育課学務保健室長・給食管理室長、生涯学習推進課主幹、郷土資料館長」の出席を、鎌ケ谷市教育委員会会議規則第14条の規定により認めることとします。</p> <p>本日の6月定例会の会議録署名委員については、住石委員を指名します。</p> |
| 教 育 長  | <p>それでは、本日の審議案件について、事務局の説明をお願いします。</p>  |
| 教育総務課長 | <p>本日の審議案件は、「議案事項8件」及び「報告事項4件」です。</p>   |

よろしく、ご審議の程お願いいたします。

教 育 長

議案第1号の審議に入ります前に、  
議案第1号「鎌ヶ谷市学区審議会委員の委嘱について」、  
議案第2号「鎌ヶ谷市教育支援委員会委員の委嘱について」、  
議案第3号「鎌ヶ谷市学校給食センター委員の委嘱について」、  
議案第4号「鎌ヶ谷市生涯学習審議会委員の委嘱について」、  
議案第5号「鎌ヶ谷市青少年センター運営協議会の委員の委嘱について」、  
議案第6号「鎌ヶ谷市図書館協議会委員の任命について」、  
議案第7号「鎌ヶ谷市史編さん審議会委員の委嘱について」は、人事  
案件であります。

これらの案件につきまして、鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第13条  
の規定により「非公開」とすることについてお諮りします。

議案第1号から議案第7号までを「非公開」とすることにご異議は  
ございませんか。

(異議なし)

教 育 長

ご異議がありませんので、議案第1号から議案第7号までを「非公  
開」といたします。

### 《これより非公開》

---

議案第1号「鎌ヶ谷市学区審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決され  
ました。

議案第2号「鎌ヶ谷市教育支援委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決  
されました。

議案第3号「鎌ヶ谷市学校給食センター委員の委嘱について」は、原案のとおり可  
決されました。

議案第4号「鎌ヶ谷市生涯学習審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決  
されました。

議案第5号「鎌ヶ谷市青少年センター運営協議会の委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

議案第6号「鎌ヶ谷市図書館協議会委員の任命について」は、原案のとおり可決されました。

議案第7号「鎌ヶ谷市史編さん審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

---

### 《ここまで非公開》

教育長 続きます。議案第8号「鎌ヶ谷市特別支援教育就学奨励費交付事務取扱要綱の一部を改正する告示の制定について」、事務局の説明をお願いします。

学務保健室長 議案第8号「鎌ヶ谷市特別支援教育就学奨励費交付事務取扱要綱の一部を改正する告示の制定について」ご説明いたします。

特別支援教育就学奨励費の通学費の交付に関しましては、これまで一部の児童生徒が電車通学をしていたため、かかる定期券代を交付の対象としておりましたが、最近では児童生徒の障がいの状況等により、自力登校ではなく、自家用車で送迎をする保護者もあり、新たに交付対象とすることができないか検討しておりました。

そのような中、国から配布された「特別支援教育就学奨励費負担金等にかかる事務処理資料」を確認したところ、この資料の中に「児童等の障がいの状況、特性等を考慮して、校長が適当であると認めた場合、自宅と学校との往復に有する自家用車の運行に必要なガソリン代は通学費に含めても差し支えない」との内容が示されておりましたので、通学費として交付できるものと判断し、この度、事務取扱要綱を一部改正し、交付できるようにするものでございます。

教育長 これより質疑に入ります。  
ご質問、ご意見ございますでしょうか。

皆川委員 「次の表のとおり」を「別表のとおり」としたのはなぜですか。

学務保健室長 今回の一部改正につきまして、条文等の作成にあたって、行政室でチェックをしていただき、この度このようなかたちになりました。

教育総務課長 これまでこの別表は、同要綱第7条の条文の中に差し込まれている状態でした。今回、別表の一部を見直すに当たり、別表は、本来、要綱の条文の最後に添付されるという原則にかんがみ、別表の場所の移動の改正を併せて行うこととしました。別表は、改正により、元の別表からさらに2、3行加えたものになっております。

教育長 ほかにございませんでしょうか。  
それでは、お諮りいたします。  
議案第8号「鎌ヶ谷市特別支援教育就学奨励費交付事務取扱要綱の一部を改正する告示の制定について」は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんでしょうか。

委員 (異議なし)

教育長 議案第8号「鎌ヶ谷市特別支援教育就学奨励費交付事務取扱要綱の一部を改正する告示の制定について」は、ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

以上で、議決事項を終了します。

**【報告事項】**

給食管理室長 (1) 報告第1号「学校給食費滞納者に対する支払督促に伴う訴訟への移行及び学校給食費請求事件に係る和解の専決処分について(報告)」資料に基づき説明を行いました。

各所属長 (2) 報告第2号「28年7月の行事予定」について、資料に基づき説明を行いました。

学校教育課長 (3) 報告第3号「学校の近況報告について(指導)」について、説明を行いました。

副参事 (4) 報告第4号「学校の近況報告について(管理)」について、説明を行いました。

教育長 以上で、報告事項を終了します。

本日の定例会における議決事項、報告事項については、すべて終了いたしました。教育委員会6月定例会を終了いたします。

鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第32条の規定に基づき署名する。

平成28年7月6日

教育長 皆川 征夫

教育委員 住石 英治

作成者 関 正人